

第19回アグリフード EXPO 東京出展規約

1 規約の履行

出展者は以下に述べる各規約を遵守しなくてはなりません（社会情勢に応じてこれらの内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を遵守するものとします）。

2 出展申込について

（1）出展対象

- ①農林漁業者：国内で農林漁業を営む者
- ②食品製造業者：国産農林水産物を主原料とする食品を主として扱う国内食品製造業者

※出展対象物は、食用品に限定します。

※「農林水産物」とは、第一次産業（農業、林業、漁業）の生産物を指します。判断に迷われる場合はアグリフード EXPO 事務局（以下「事務局」という）へお問い合わせください。

※農林漁業者、食品製造業者を取りまとめて出展する団体（以下「代表団体」という）については、以下に記載する「共同出展（代表団体）」にてお申し込みください。代表団体の取りまとめのもと出展する者は「共同出展（子出展者）」にてお申し込みのうえ、代表団体名を明記してください。

※展示商談会の出展者（子出展者を含む）は、必ず両日とも会場に来られる方に限ります。製品のみの展示は出来ません。

（2）出展形態

- ①単独出展：農林漁業者または食品製造業者自身による出展
- ②共同出展（代表団体）：代表団体による出展
- ③共同出展（子出展者）：代表団体の取りまとめのもとによる出展

（3）申込方法

- ・第19回アグリフード EXPO 東京（以下「本会」という）公式ホームページより、お申し込みください。
- ・出展募集期限は2026年5月29日（金）とします。なお、募集期限は申込状況により変更する可能性があります。
- ・出展申込みは、原則的に先着順となります。なお、日本政策金融公庫（以下「主催者」という）の取引先を優先して受け入れる場合があります。
- ・出展募集締切後の申込み及び小間数の変更は原則受け付けません。

＜単独出展の申込みについて＞

- ・出展申込みできる小間数は、1先につき1小間単位とし、1先あたり1小間を下限、2小間を上限とします。なお、出展募集の状況に応じて出展小間数を制限する場合があります。

＜共同出展の申込みについて＞

- ・1小間に内に出展できる出展者数は2先までとします。

・出展申込みできる小間数は、出展者数（出展者とは、代表団体が自らの商品を出展する場合（以下表①）は代表団体及びその子出展者を、代表団体が自らの商品を出展しない場合（以下表②）は子出展者のみをいう） $\times 1/2$ 小間を下限（単位未満切上げ）、出展者数 $\times 2$ 小間を上限とします。また、出展募集の状況に応じて出展小間数を制限する場合があります。

・代表団体は、子出展者の数及び社名を募集期間内に決定し、事務局へ報告してください。なお、子出展者についてもそれぞれ所定の出展申込み手続きが必要となります。

〈①代表団体が自らの商品を出展する場合のパターン例〉

子出展者数 小間数	1	2	3	4	5	6	...
下限小間数	1	2	2	3	3	4	
上限小間数	4	6	8	10	12	14	

〈②代表団体が自らの商品を出展しない場合のパターン例〉

子出展者数 小間数	1	2	3	4	5	6	...
下限小間数	1	1	2	2	3	3	
上限小間数	2	4	6	8	10	12	

（4）出展審査

主催者は所定の審査を行い、本会の出展者を決定します。

（5）出展の拒否

出展者について、以下に該当すると主催者が判断した場合は出展をお断りします。

- ・出展申込者及び出展内容が開催趣旨にそぐわない場合
- ・出展対象物が本会に不適切、あるいは公序良俗に反するものである場合
- ・本規約および出展者マニュアル等に記された規則に反した場合
- ・出展申込者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。）である場合又は反社会的勢力（反社会的勢力に準ずる者を含む。）等に関与している場合
- ・公庫資金を利用している場合であって、その返済が延滞している場合
- ・その他、出展が認められないと主催者が判断した場合

3 出展料金等について

(1) 出展料金

1 小間当たり 165,000 円（税込）とします。

(2) 出展料金に含まれるサービス

出展小間（1 小間当たり W 2.0m × D 2.0m）、システム壁（背面・側面 1.0m）、社名板、テーブル1台、パイプ椅子1脚、共有キッチン利用料金、各種出展者サポート（出展決定者向けオンライン説明会、会場内事前予約制商談会「バイヤーマッチング」、バイヤーへのプロモーション、メディアに対する広報、ポスター、パンフレット等の広報資料の作成・配布等）

※追加備品（電気、水道、冷蔵・冷凍ケース等）の利用には、別途料金がかかります。 詳しくは、事務局までお問い合わせください。

(3) 出展料金の支払方法、支払期限

事務局は、出展申込みに基づき、出展料金に係る請求書を発行します。出展申込者は、請求書に記載の期日までに、出展料金を指定銀行口座にお振り込みください。なお、振込手数料は申込者にてご負担願います。

(4) 出展申込みの取消しに係る解約料金

出展申込みを取り消す場合は、次のとおり解約料金を申し受けます。

事務局あて申込取消の旨を通知した日	解約料金
申込日より 2026年5月29日（金）まで	なし
2026年5月30日（土）より 7月31日（金）まで	出展料金の 50%
2026年8月1日（土）以降	出展料金の 100%

4 本会への出展及び商談に関する留意事項（本項における「出展者」にはその代理者も含む）

(1) 出展者の情報の取扱い

出展者から提供いただいた情報については、本会の運営を円滑に行うため、①公式ホームページへの掲載、②出展者、来場者、後援・協力団体及び報道機関向け各種案内、③主催者及び後援・協力団体における出展者への商品・サービスのご案内のために使用しますので予めご了承ください。 なお、この場合に提供される情報は、出展者名（共同出展者名を含む）、住所、電話番号、担当者部署、役職、メールアドレス、ホームページアドレス、出展予定製品の情報、過去のアグリフード EXPOへの出展履歴を含みます。

(2) バイヤーとの商談、取引

本会に参加する際の商談、取引等については、出展者の判断と責任のもとで行い、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。なお、展示商談会場内の販売行為は禁止します。

（3）小間位置の決定

主催者は、出展申込内容に基づき、各出展者の小間位置を決定します。また、運営上止むを得ないと判断した場合は、小間位置を変更することがあります。

（4）展示小間の転貸、売買等の禁止

出展者は、主催者の承諾無しに小間契約や小間位置を転貸、売買、譲渡、交換することは出来ません。

（5）自己手配装飾

出展者がブース装飾を行う場合は、主催者が定める出展者マニュアルに従ってください。また、ブース装飾のための装飾会社等のご利用は、事前に主催者の同意が必要です。

（6）試飲・試食の提供

出展者が会場内で試飲・試食の提供を行う場合は、事務局の指示に従って必要な手続きを実施してください。また、出展者が会場内で酒類を試飲提供する場合は、20歳未満の者や車両運転者に提供できません。出展者が酒類を試飲提供したことによって、飲酒運転などの事件・事故を起こした場合や、20歳未満の者の飲酒について、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。

（7）通路等における配布活動の禁止

公平な展示活動を維持するため、入口・出口・通路、休憩場等公共の場における出展者による資料・パンフレット等の配布活動を一切禁止します。配布活動は、他社の迷惑にならないように自社小間内にて行ってください。

（8）マイク使用の禁止及びAV機器等の音量

マイクを使用した商品説明は原則として禁止します。また、ブース内のAV機器等については、周囲の迷惑にならない音量で使用してください。

（9）展示物の搬入・搬出と撤去

出展者は搬入・搬出及び撤去について、決められた期間内で完了してください。決められた期日迄に撤去されない展示物・廃材等は、出展者の費用・危険負担で主催者が撤去します。開催期間中は、展示物の保護・警備及び安全確認のため、搬入・搬出、展示物の撤去を禁止します。やむを得ず行う場合は、主催者承認のもとで行ってください。

(10) 損害責任

出展者が、展示商談会場の設備、他の出展者の装飾、または来場者等に損害を与えた場合、その賠償は出展者自身の責任となります。主催者及び事務局は、直接的にも間接的にも当該損害、交通機関の遅延、自然災害や社会不安等による損害、出展者が提供する飲食物による中毒、送付物の紛失等に一切責任を負いません。また、新型コロナウイルス感染症等の感染リスクがあることを承諾した上で本会に参加する事に同意し、感染リスクを含むあらゆるリスク、損失は出展者の自己責任となり、主催者及び事務局は損害賠償等、一切の責任を負いません。

(11) 商談会場における撮影について

会場内では出展者自身のブース以外の場所でのカメラ・ビデオ撮影は禁止です。ただし、やむなく撮影を希望する場合には、必ず対象者に許可を得てください。出展者の無断撮影により発生したいかなるトラブルにつきましては、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。なお、主催者又は事務局等により、商談会場内の写真又はビデオ撮影が行われることがあります。この撮影物については、主催者にその著作権が帰属し、結果報告書、アンケート又は次回開催案内等の広報宣伝活動に使用する場合があります。

(12) 報道機関による撮影、取材について

報道機関（メディア）による商談会場内の写真又はビデオ撮影が行われる場合があります。報道機関から取材の打診を受けた場合には、諾否については各自でご判断いただくこととし、主催者及び事務局は一切の責任を負いません。

(13) 出展者向けアンケートの実施

本会開催当日及び開催後にアンケートを実施いたしますので、必ずご協力をお願いします。

(14) 展示商談会の延期・中止

天災・人災等の災害や、不可抗力その他やむを得ない事由により本会の開催が困難と判断された場合、主催者は本会の延期・中止を決定します。中止の場合、出展料金は出展者に返還します。その他に生じた費用等については、主催者は補償いたしかねます。

(15) 規約の追加・修正

主催者は、本会を円滑に行うため、本規約の追加・修正を行うことがあります。

以上